



松江市動物愛護管理推進事業の概要 (令和 7 年度)

松江市 保健衛生課



I 捕獲・引取り・負傷収容について

(1) 犬の捕獲・引取り状況

	R3	R4	R5	R6	R7
犬の捕獲	56	101	72	32	37
成犬	10	24	19	22	6
子犬	46	77	53	10	31
犬の引取り	36	38	27	22	18
飼い主から	7	1	1	2	2
成犬	7	1	1	2	2
子犬	0	0	0	0	0
飼い主不明	29	37	26	20	16
成犬	25	27	17	13	10
子犬	4	10	9	7	6
成犬	32	28	18	15	12
子犬	4	10	9	7	6

(2) 猫の引取り状況

	R3	R4	R5	R6	R7
猫の引取り	58	48	44	28	14
飼い主から	7	7	3	0	0
成猫	1	7	2	0	0
子猫	6	0	1	0	0
飼い主不明	51	41	41	28	14
成猫	1	1	0	0	0
子猫	50	40	41	28	14
成猫	2	8	2	0	0
子猫	56	40	42	28	14

「捕獲」「引取り」について

飼い主のいない(わからない)犬については、狂犬病予防法や島根県動物の愛護及び管理に関する条例の規定により、保健所の職員が捕獲を行っています。一方で、猫については、犬のような法律等の規定がないため、捕獲を行うことはありません。

引取りについては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、飼い主から引取りを行う場合と、拾得者等から引取りを行う場合があります。令和元年の法改正により飼い主の終生飼養義務が法律に明記されてからは、法律の趣旨を踏まえ、義務を果たしていないと思われる方からの引取りはお断りしています。動物は最期まで責任を持って飼いましょう。

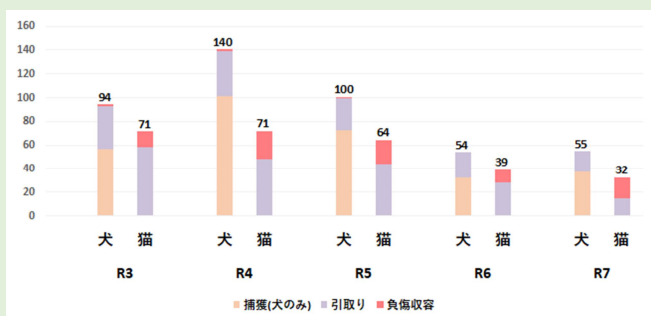
(3) 負傷動物の収容状況

	R3	R4	R5	R6	R7
犬の収容	2	1	1	0	0
成犬	2	1	0	0	0
子犬	0	0	1	0	0
猫の収容	13	23	20	11	18
成猫	10	13	12	6	8
子猫	3	10	8	5	10

(4) 捕獲・引取り・負傷収容総数

	R3	R4	R5	R6	R7
犬	94	140	100	54	55
猫	71	71	64	39	32

保健所で収容した犬・猫の数の推移



令和7年度は令和6年度とほぼ同数でした。

内訳を比較すると、子犬の捕獲数が増え、成犬の捕獲数が減りましたが、成犬の目撃情報は数多く寄せられており、成犬が減っているわけではありません。

飼い主のいない動物への餌やりは要注意

「猫や犬の繁殖効率はとても高く、親子きょうだいの間でも子供を作るため、放っておくと1組のオスとメスがあとという間に何十頭にも殖えてしまいます。」(環境省作成パンフレット「もっと飼いたい?」より)



餌やりにより飼い主のいない犬や猫の繁殖が進むと、結果として病気、交通事故、飢餓等により死んでしまう犬・猫が増えることになります。保健所にも、毎年負傷動物が収容されています。特に猫については繁殖力が高く、注意が必要です。島根県では、法律に基づき、島根県動物愛護管理推進計画を定め、保健所を窓口として「TNR事業」「島根県猫の繁殖抑制支援モデル事業」を実施し、飼い主のいない猫等の繁殖抑制を支援しています。

2 収容後の処分(返還・譲渡・殺処分)について

(1) 犬の返還・譲渡※¹

	R3	R4	R5	R6	R7
犬の返還	32	29	19	20	11
捕獲犬	8	5	4	9	1
引取り犬	22	24	15	11	10
負傷収容犬	2	0	0	0	0
犬の譲渡※ ²	62	81	85	41	48
捕獲犬	46	68	71	33	38
引取り犬	15	12	14	8	10
飼い主から	7	1	1	1	2
飼い主不明	8	11	13	7	8
負傷収容犬	4	1	0	0	0
総数	94	110	104	61	59
収容総数(参考)	94	140	100	54	55

※¹ 各年度の数値には、前年度に収容し当該年度に返還・譲渡したものを含むため、年度ごとの収容総数よりも多い場合があります。

※² 譲渡には、自治体間のものを含みます。

(2) 猫の返還・譲渡※¹

	R3	R4	R5	R6	R7
猫の返還	0	0	0	1	0
引取り猫	0	0	0	0	0
負傷収容猫	0	0	0	1	0
猫の譲渡※ ²	58	48	48	19	22
引取り猫	56	41	38	18	14
飼い主から	7	7	3	0	0
飼い主不明	49	34	35	18	14
負傷収容猫	2	7	10	1	8
総数	58	48	48	20	22
収容総数(参考)	71	71	64	39	32

※¹ 各年度の数値には、前年度に収容し当該年度に返還・譲渡したものを含むため、年度ごとの収容総数よりも多い場合があります。

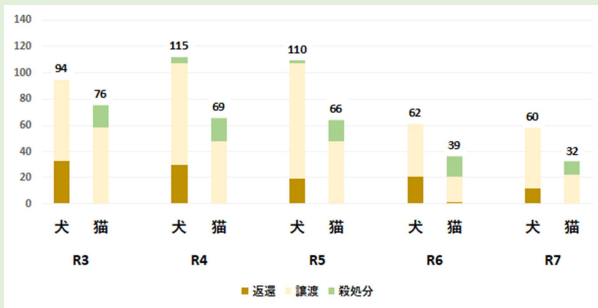
※² 譲渡には、自治体間のものを含みます。

(3) 殺処分

(内訳:①譲渡不適(病気、攻撃性等)、②その他(①以外。適切な飼養管理が困難など)、③収容後死亡)

	R3			R4			R5			R6			R7		
犬の殺処分	0			8			3			1			1		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
捕獲犬	0	0	0	0	0	8	0	0	2	0	0	1	0	0	1
引取り犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飼い主から	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飼い主不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷収容犬	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	8	0	0	3	0	0	1	0	0	1
猫の殺処分	18			21			18			19			10		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
引取り猫	0	3	3	0	0	5	0	0	8	1	7	2	0	0	0
飼い主から	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飼い主不明	0	3	3	0	0	5	0	0	8	1	7	2	0	0	0
負傷収容猫	2	0	10	0	0	16	0	0	10	4	0	5	1	0	9
計	2	3	13	0	0	21	0	0	18	5	7	7	1	0	9
総数	18			29			21			20			11		

保健所で収容した犬・猫の処分数の推移



収容数が令和6年度と同程度だったこともあり、令和7年度に保健所から譲渡した犬・猫の数は令和6年度と同程度でした。

返還・殺処分については、犬の返還と猫の殺処分の数が、令和6年度と比較して半数程度になっています。

保健所が行う「殺処分」について

保健所が行う「殺処分」は、「① 譲渡することが適切ではない(治療の見込みのない病気、改善が見込めない攻撃性がある等)」「② ①以外(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)」の理由によるものと「③ 収容後の死亡」を合わせた数値になります。

かつて保健所で収容された犬や猫は、飼い主を探すための「公示期間」が終了した後、その多くが殺処分(②の理由に該当するもの)されていました。

しかし、社会における動物愛護の機運の高まりや、それを踏まえた法律の改正などにより、近年では、殺処分よりも譲渡を優先にした取組を行っています。

動物愛護ボランティアの皆さまのご協力もいただき、保健所に収容した動物の殺処分数は大きく減少しています。



3 苦情等の状況

(1) 犬についての苦情

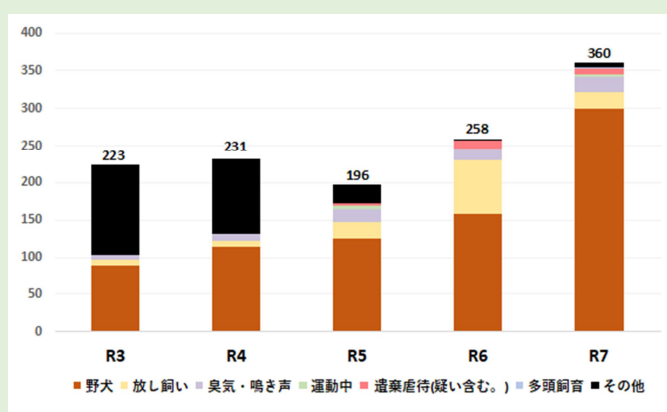
	R3	R4	R5	R6	R7
野犬(目撃等)	88	113	124	157	299
放し飼い	9	8	23	72	21
臭気・鳴き声	5	9	16	16	21
運動中等の苦情	0	0	5	1	3
遺棄虐待(疑い含む)			3	10	8
多頭飼育			1	0	1
その他の苦情	121	101	24	2	7
総数	223	231	196	258	360

※ R3以降の数値には、同一案件で複数項目にわたるものを含みます。

(2) 犬の咬傷被害の状況

	R3	R4	R5	R6	R7
登録犬による咬傷	8	9	4	5	7
未登録犬による咬傷	0	0	0	1	0
飼い主不明犬による咬傷	0	1	1	0	0
総数	8	10	5	6	7

保健所に寄せられた犬の苦情数の推移



令和6年度に続き、野犬や放し飼いの犬の目撃例が増加し、令和7年度の犬の苦情総数は過去5年間で最多となりました。

特に野犬については、目撃等の数が年々増加傾向にありますが、場合によっては、1頭の犬が複数回目撃される例が重なっているものもあります。

何度も目撃される犬の中には、保健所として捕獲を試みているものの、捕獲檻等の捕獲器具に慣れてしまい、捕まりにくくなっている事例も増えています。引き続き、目撃のあった地域の方々のご協力もいただきながら、適切な捕獲等に取り組んでまいります。

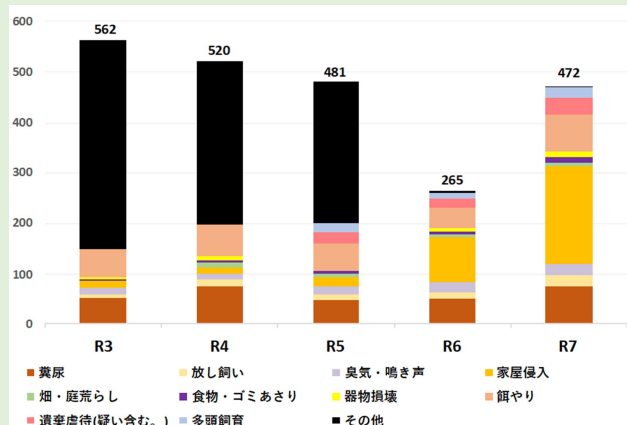
なお、令和5年度からは、その他苦情とは別に遺棄虐待(疑いを含む。)の計上を行っています。遺棄虐待の連絡を受けた際は、捜査機関と協力して適切に対応しています。

(3) 猫についての苦情※

	R3	R4	R5	R6	R7
糞尿	52	76	48	49	75
放し飼い	5	12	9	13	23
臭気・鳴き声	16	11	18	23	23
家屋侵入※	13	14	18	88	191
庭・畑荒らし	1	10	8	5	8
食物・ゴミあさり	2	3	5	6	10
器物損壊	5	10	1	7	12
餌やり	54	61	52	40	74
遺棄虐待(疑い含む)			23	17	35
多頭飼育			18	12	18
その他の苦情※	414	323	281	5	3
総数	562	520	481	265	472

※ R3 以降の数値には、同一案件で複数項目にわたるもの、猫よけ対策機器の貸出しを含みます。また、その他の苦情に含んでいた猫よけ対策機器の貸出しを、R6 からは家屋侵入に計上しています。

保健所に寄せられた猫の苦情数の推移



猫の苦情数は、令和3年からその他の苦情として計上していた猫よけ対策機器の貸出しに関する数値を、令和6年度から家屋侵入の項目として計上しています。

令和7年度は、家屋侵入の苦情数が大幅に増えたほか、ほぼ全ての項目で前年度の数を上回り、総数は前年度比で約2倍になりました。

なお、犬同様、令和5年度からは、その他苦情とは別に遺棄虐待(疑いを含む。)の計上を行っています。猫についても、連絡があった際は捜査機関と協力して適切に対応しています。



猫よけ対策機器の貸出しについて

保健所では、猫の家屋侵入や庭・畑荒らしなどでお困りの方向けに、猫の嫌がる音波を発する機器の貸出しを行っています。

貸出期間は最大1か月で、無料でご利用いただくことができます。ご利用を希望される方は保健所にご相談ください。

4 譲渡等に関する取組について

(1) 犬舎清掃ボランティア登録状況(年度末時点)

	R3	R4	R5	R6	R7
登録数	31	27	32	24	28

(2) 譲渡ボランティア登録・譲渡状況

ア 登録状況(年度末時点)

	R3	R4	R5	R6	R7
個人登録	4	6	8	8	7
団体登録	4	4	4	4	4
総数	8	10	12	12	11

イ 譲渡状況

	R3	R4	R5	R6	R7
ボランティア譲渡	22	30	43	19	25
犬の譲渡	16	30	27	19	20
猫の譲渡	6	0	16	0	5
譲渡総数(参考)	120	129	133	60	70
犬の譲渡総数(参考)	62	81	85	41	48
猫の譲渡総数(参考)	58	48	48	19	22

動物愛護ボランティアについて

保健所の活動には、毎年多くのボランティアの方にご協力をいただいています。平日の午前中の犬舎の清掃、餌やり、収容した犬の人馴れ訓練や散歩などを職員とともに行っていただいている方、普段のお世話とは別に、保健所から動物を引取り、譲渡希望者を探していただく譲渡ボランティアの皆さま、譲渡会、動物愛護週間イベントなどの臨時の活動にご協力をいただいている方など、多くの皆さまに関わっていただいています。



寄附のご紹介

毎年度、保健所にはいろいろな寄附が寄せられます。令和7年度には、公益社団法人日本愛玩動物協会さんから75インチ大型ディスプレイなどの物品を寄附していただき、譲渡前講習会の開催などに活用させていただいているほか、複数の方から餌や動物のお世話をするための道具の寄附をいただきました。

(3) 譲渡動物のマイクロチップ装着

令和5年度から、保健所から譲渡する犬及び猫について、マイクロチップを装着した上で譲渡を行っています。

	R5	R6	R7
犬譲渡数	85	41	48
装着後譲渡	70	34	30
未装着譲渡	15	7	18
幼齢	0	2	0
疾病	0	0	0
収容時装着	0	0	1
譲渡時要請※	4	5	17
その他	11	0	0
猫譲渡数	48	19	22
装着後譲渡	42	19	17
未装着譲渡	6	0	5
幼齢	0	0	0
疾病	3	0	0
収容時装着	0	0	0
譲渡時要請※	3	0	5
その他	0	0	0



※ 譲渡ボランティアに譲渡するとき限り、譲渡時に要請があった場合は装着を行わずに譲渡することがあります。

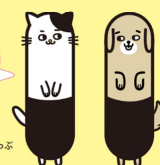
マイクロチップの装着・登録について

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。

また、保健所では装着されたマイクロチップの読み取りを行うことができます。収容された犬・猫の中には、マイクロチップの装着・登録がきっかけとなり返還に結びついた例もあります。適切に登録を行い、大切な家族を守りましょう。

飼い主の方に 行っていただきたいこと

変更登録は
ちゃんとして
にゃーん。



登録証明書は
大切にわーん。

マイクロチップ情報の変更登録をしてください

マイクロチップを装着した犬や猫を迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報を変更するための登録を行わなくてはなりません。

- 変更登録の手続きは、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。
- 登録後に交付される登録証明書は、次回手続きの際に必要となりますので、大切に保管ください。
- マイクロチップに関して分からないことがあれば、かかりつけ動物病院やペットショップなどでも相談できます。



(環境省作成リーフレット「犬と猫のマイクロチップ情報登録」より)

(4) 譲渡会の実施状況

令和7年度は、全6回の譲渡会を実施し、市内外から多くの方にお越しいただきました。引き続き、動物の状況に応じ、適宜譲渡会を開催してまいります。

- ① 令和7年4月20日(日) 犬譲渡会(来場者51人)
- ② 令和7年5月18日(日) 犬譲渡会(来場者59人)
- ③ 令和7年6月22日(日) 犬譲渡会(来場者30人)
- ④ 令和7年11月9日(日) 犬譲渡会(来場者40人)
- ⑤ 令和7年11月16日(日) 子犬譲渡会(来場者114人)
- ⑥ 令和8年2月1日(日) 犬譲渡会(来場者50人)

譲渡会の様子



(5) 動物愛護週間における取組

毎年9月20日から26日までの期間は、動物の愛護及び管理に関する法律に定められた動物愛護週間です。

国や関係機関とともに、市民の皆さまの間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めていただけるよう、次のとおり取組を行いました。

ア ポスターの掲示

環境省から配布されるポスターについて、市内の全小中学校と幼稚園・保育所に配布し、掲示を依頼しました。



イ 動物愛護パネル展の実施

動物愛護週間の期間に合わせ、いきいきプラザ島根1階PRコーナーにおいて、お絵描き作品展示や、盲導犬の啓発、譲渡後の動物の様子を紹介する写真展示等を行いました。

ウ 動物愛護週間イベントの実施(来場者 1,074人)

動物愛護週間中の休日に、啓発イベントを実施し、多くの方にお越しいただきました。

譲渡会の開催や、盲導犬に関する啓発ブースの設置のほか、飲食ブースの設置やスタンプラリーも行いました。



エ 中央図書館における啓発コーナーの設置

動物愛護週間の期間に合わせ、中央図書館の玄関展示スペースにおいてペット防災の啓発を行いました。

(6) 譲渡情報の周知等について

ア ホームページによる発信

松江保健所のホームページの「譲渡動物情報」に随時情報掲載を行っています。令和6年度からは、既存の情報(推定年齢、性別、毛色、予防接種状況、人馴れの様子等)に加え、保健所における動物の呼び名を掲載しています。

イ SNS による発信

譲渡会の開催情報を中心に、松江市の公式 X、Instagram、Facebook に情報掲載を行いました。



ウ 松江市公式ラインにおける「犬・猫家族募集」の運用

令和6年度から、松江市公式ラインにおいて「犬・猫家族募集」のメニューを開始しました。

保健所のホームページでは写真のみの掲載ですが、動画を掲載することで、より収容動物の様子が伝わりやすいものとなっています。



LINE アプリで下の二次元コードを読み込むと、「松江市」を友だち登録することができます。

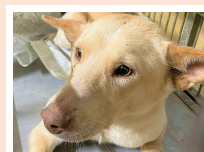


(7) 譲渡された動物たちの様子

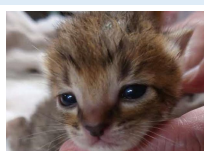


令和 6 年 11 月、「犬が猪捕獲用のくくり罠にかかっている。」と通報があり保護。左前肢を負傷しており、1 年以上保健所にいましたが、新しい飼い主さんが見つかり、譲渡されました。今では、靴を履いて長距離の散歩もできるようになったそうです。

譲渡された後もいろいろと病気が見つかるなど、順調なことばかりではありませんが、新しい飼い主さんのもと、元気に過ごしているそうです。

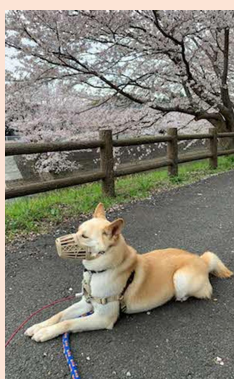
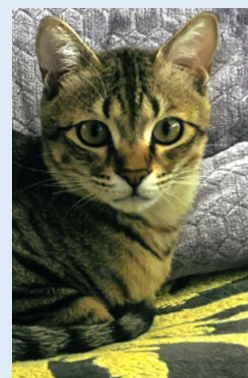


収容時の様子



収容時の様子

雨の中、衰弱している子猫が発見されました。飼い主のいない猫は、一見して子猫だけでも、後に母猫が戻ってくることがあるのですが、母猫は現れませんでした。衰弱の程度等を考慮し、保健所に収容。収容時はミルクが必要な状態だったため、ボランティアさんのお宅で手厚いお世話をしてもらったところ、すくすくと成長しました。猫が大好きな方に譲渡でき、「規則正しい生活と癒しをいただき、感謝感謝の毎日です。」という声をいただきました。

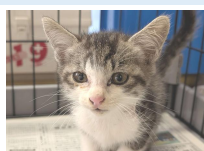


民家に犬が侵入しているという通報を受け、保健所職員が保護・収容。収容直後から人を咬む・人に向かって吠えるという行動が見られました。社会化期(概ね生後 3 週から 16 週までの期間)にいろいろな経験を積みなかったことが原因のようでした。

譲渡は難航を極めました。収容期間が 1 年半を超えた頃、新しい飼い主さんが見つかり、譲渡が決定。今は新しい飼い主さんと毎日散歩を楽しんでいるそうです。



収容時の様子



収容時の様子

警察が捨て猫と判断した事案があり、保健所として収容を行いました。収容時からとても人に馴れており、健康状態に問題もなかったため、収容後 2 週間で譲渡することになりました。

譲渡先で新しい飼い主さん家族に可愛がっていただき、愛されて、すくすく大きくなったようです。新しい飼い主さんからは、「よく家族の膝の上に乗ってくつろいでいます。」との声をいただいています。

